

高梁市家族介護用品支給事業について

要介護者を在宅で介護している家族等に対して介護者の経済的負担の軽減を図り、在宅生活を支援する事業です。

1. 支給対象の要件

- ① 介護者及び要介護者が市内に住所を有していること。
- ② 在宅において要介護4、5と認定されている非課税世帯に属する要介護者を介護していること。
- ③ 要介護者が入院、(短期)入所等した日数の合計が、月の半分を超えないこと。

2. 対象介護用品

紙おむつ、尿取りパット、使い捨て手袋、清拭用品、おしり拭き、ポータブルトイレ消臭剤、口腔ケア用品、とろみ剤、防水シート

3. 支給限度額と交付回数

- ・支給額の上限は、月額6,000円以内です。ただし、介護者が市民税課税世帯に属する場合は、月額3,000円以内となります。
- ・支給券は通常年3回交付します。※ご使用の際には有効期限にご注意ください。

4. 支給限度額の判定

支給券を発行する月の属する年度(4月～7月分は前年度)の世帯の課税状況で判定を行います。

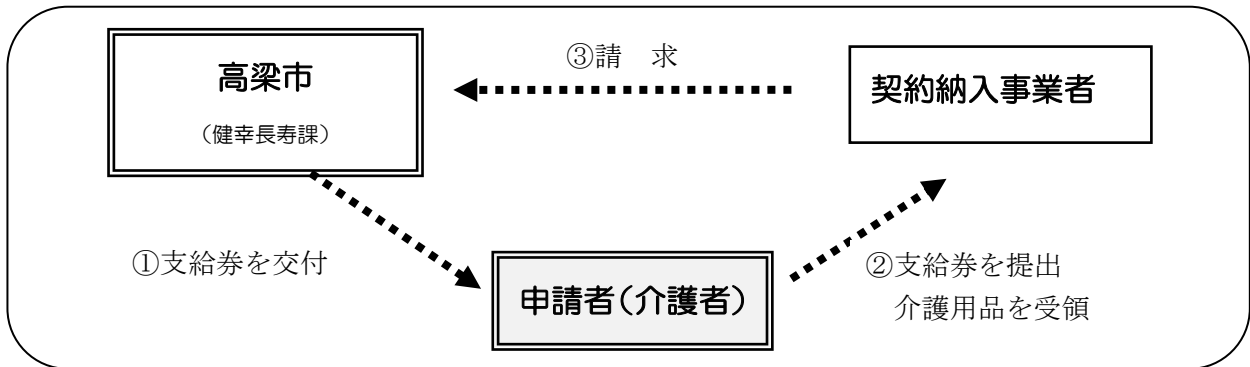
5. 介護用品の受領先

「介護用品」の受領先は、高梁市と契約している納入事業者となります。

詳しくは、高梁市健幸長寿課へお問い合わせください。

6. 申請後の流れ

- ①支給券は、交付決定後に、申請者（介護者）宛に送付します。
- ②申請者（介護者）は支給券に必要事項を記入後、契約納入事業者に支給券を渡して、介護用品を受け取ります。
- ③契約納入事業者は、支給券に必要事項を記入して、介護用品の代金を市に請求します。



*** 注意事項 ***

- 支給要件や世帯の市民税課税額が変更になった場合は「高梁市家族介護用品支給事業変更等申請書」を速やかに提出してください。
- 本事業は、要介護者がショートステイを含む入所、入院等した日数の合計が、月の半分を超える月は、対象外となります。その場合は、健幸長寿課へお知らせください。併せて、支給券の返却もお願いいたします。

※入所等の日数の数え方

短期入所、入所又は入院の日数については、入所等した日及び退所等した日の両方を含み、在宅の日数には含めません。

- 本事業の予算額に到達したときには、受付終了となりますのでご了承ください。

*おむつ代の医療費控除について

介護用のおむつ代は、一定条件を満たしている場合、医療費控除の対象となります。毎年の確定申告の時期にお近くの税務署、または市税務課（21-0215）へお問い合わせください。

●申請書の提出先

〒716-8501 高梁市松原通 2043 番地
高梁市役所健康福祉部 健幸長寿課

●お問い合わせ先

高梁市役所健康福祉部 健幸長寿課（電話 0866-21-2533）